

長野県ソーシャル・ビジネス創業支援金に関わる

主な Q&A

●募集対象者の要件について

Q1：申請(応募)者に年齢や性別による応募制限はありますか。

A1：年齢や性別による応募制限はありません。

Q2：どのような事業形態の創業が対象となりますか。

A2：令和8年4月7日から令和9年1月31日までに長野県内であらたに創業、もしくは Society5.0 関連分野で事業承継、第二創業を行う個人事業主、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、一般社団法人、特定非営利活動法人等となります。

Q3 有限責任事業組合(LLP)は支援対象となりますか。

A3：法人格のない組合組織なので、対象外となります。同様に、法人格のない組織は対象外です。

Q4：個人事業からの法人成り(個人事業で実施していた事業を法人形態に変更すること)をする場合は創業の対象になりますか。

A4：法人成りについては、対象外となります。ただし、個人事業とは 別の事業を行う法人を設立した場合は創業の対象となります。

Q5：現在、県外で事業を営んでおります。長野県に移住するにあたり、同様の事業を長野県で開業届を出す予定ですが、対象になりますか。

A5：県外で既に行っている事業を長野県で始める場合は 新たに創業することに該当しないため、対象外 となります。

Q6：既に創業(開業届提出済、法人設立登記済)ですが、その事業は今回の補助対象になりますか。

A6：令和8年4月6日以前に、開業届の提出もしくは法人の設立を行っている場合は対象外です。ただし、既存事業とは異なる新たな事業 を行う場合(第二創業) や事業承継を行う場合については、 Society5.0 関連業種に限り対象になります。

Q7：フランチャイズチェーン店として創業することは補助対象になりますか。

A7：対象者及び対象事業要件を満たす場合は対象となります。(ただし、単なるフランチャイズ加盟による事業展開は認めておりませんのでご注意ください。)

Q8：地域おこし協力隊が創業する場合の取り扱いはどのようになりますか。

A8：地域おこし協力隊員等の起業に関する経費の特別交付税措置を受けることができる場合はそちらが優先となります。なお、任期終了翌年を経過した後の起業である場合等は、申請は可能です。

Q9：補助対象期間内に長野県内に居住予定であれば、県外者でも応募はできますか。

A9:応募できます。ただし、補助対象期間内に長野県内に居住することが要件です。居住要件を満たされることになった場合、別途住民票の提出が必要です。

Q10:事業対象期間終了時(令和9年1月31日)までに 開業届の提出、法人設立登記ができない場合はどうなりますか。

A11:要件を満たさないため、交付決定の取り消しとなり、補助の対象外となります。

Q11 事業対象期間終了時(令和9年1月31日)までに県内に居住ができない場合はどうなりますか。(県外申請者のみ)

A11:要件を満たさないため、交付決定の取り消しとなり、補助の対象外となります。

Q12: Society5.0 関連分野とはどういうものか。

A12:AI、IoT、自動運転、ビッグデータ等を活用した社会的事業を想定しています。

Q13:既存企業の社長が、個人事業を開業する場合は応募できるか。

A13:新たな事業により個人で開業する場合は対象となります。ただし、事業内容が既存法人と実質的に同じ場合や単なる延長とみなされる場合は対象外となります。

Q14:既存企業の社長が、個人として新たな法人を設立する場合は応募できるか。

A14:既存事業とは異なる新たな法人を設立する場合は対象となります。ただし、事業内容が既存法人と実質的に同じ場合や単なる延長とみなされる場合は対象外となります。

Q15:二次募集は必ず行いますか。

A15:いいえ。一次の申請件数又は採択件数次第です。一次募集の採択件数によっては 実施しない場合も想定されます。二次募集行う場合は、一次募集状況により周知を行います。

Q16:一次募集の書類審査又は面談審査で不採択となりました。二次募集の申請をすることは可能ですか。

A16:一次で残念ながら不採択となった場合においても二次に申請することは可能です。伴走支援員等を活用しながら、事業計画書のブラッシュアップを行い申請してください。

Q17:採択対象としている事業を教えてください。

A17:地域課題の解決を目的とした事業であり、応募要件を満たしていれば応募可能です。

Q18:デジタル技術の活用とはどのような内容が該当になりますか。

A18:AI、IoT 技術を初め、ホームページ、SNS の活用、Wi-Fi 環境の整備、キャッシュレス決済、EC サイト、WEB 会議システム等を対象とします(幅広く対象とする方針ですので、上記以外の活用を検討する場合は事務局までご相談ください)。

申請書の記載欄には活用するデジタル技術の種類と活用方法を詳細にご記載ください。

●応募書類・審査方法 について

Q1: 応募方法はどのような方法がありますか。

A1: 郵送、メールのいずれかで提出してください。郵送の場合は、応募締切日までに届いたものが有効です(消印有効ではありませんのでご注意ください)。メールの場合は応募締切日以内に受付したものに限りです。なお、応募書類の返却は行いません。

Q2: メールの場合、添付書類(住民票、履歴事項全部証明書)等はどう送付すればよいですか。

A2: 住民票等の添付書類については、スキャナーもしくはスマートフォンのアプリ等を活用しPDF形式にしたものでお送りください。

Q3: 添付書類(住民票等)のみを応募期間内に提出することができません。後日提出は可能ですか。

A3: 後日提出は認めておりませんので、各種証明書(住民票等)は余裕を持ってご用意ください。

Q4: 審査はどのように行われますか。

A4: 書面審査を実施後、合格者には面談審査を実施します。審査項目としては「社会性、事業性、必要性、遂行能力」から判断します。

詳しい審査基準は、ホームページよりご確認ください。

Q6: 交付決定時期の目安はいつぐらいになるか。

A6: 一次募集分は、7月上旬～中旬を予定しています。二次募集を行う場合は、9月上旬～中旬を予定しています。

●補助対象期間について

Q1: 補助対象経費の支払が翌年1月31日までに終了しない場合はどうなりますか。

A1: 経費として認めるのは翌年1月31日までに支払完了したものに限りです。開業届、法人登記、住所移動等も翌年1月31日までに済ませていることが条件です。

Q2: 交付決定前に事業に着手してかまいませんか。その場合、補助金の経費の対象になりますか。

A2: 申請については、令和8年4月7日以降に開業届の提出もしくは法人設立であれば問題ありません。(開業届における開業日は令和8年4月7日～令和9年1月31日となります。)

ただし、交付決定日前より前に発生した経費や支払った経費は補助対象になりません。

※例外的に人件費、店舗・事務所等賃貸費、賃借料について交付決定日前の契約でも補助対象期間内の分の経費は補助対象とすることができます。しかし、この場合であっても交付決定日前に支払った経費は対象になりません。

●補助対象経費について

Q1:設備費について中古品は補助対象になりますか。

A1: 専門業者より購入した物品については、対象とします。

Q2 :本人又は親族・兄弟が所有する不動産を事務所などとして使用する場合は賃借料は補助対象ですか。

A2:三親等以内の親族個人からの物品・役務調達・賃借費用は対象外です。

Q3:税理士報酬は補助対象ですか。

A3:税務申告、決算書等作成のための顧問報酬は対象外です。

Q4:福祉車両の購入費は補助対象ですか。

A4:汎用性が高いため、対象外となります。ただし、事業以外に使用できない車両(普通車をキッチンカーに改造する等)への改造の場合は改造経費部分のみ対象です。

Q5:交付決定後に補助対象事業の変更(経費の変更)を変更したい場合、どのようにすればいいですか。

A5:様式 3 変更承認申請を提出いただく必要があります。ただし、事業に要する経費の費目において 20%以内の金額変更は当該申請を不要とします。

Q6:県外に事業所を構える予定です。その場合の外装・内装工事代金や賃借料等は対象になりますか。

A6:対象経費は県内で活動する資金に限ります(県外出張費や宿泊費は除く)。よって、県外で事業所を構える場合の経費は対象外となります。

Q7:パソコンやプリンターは補助対象経費ですか。

A7:汎用性が高く使用目的が明確に特定できないもの、容易に持ち運びができ他の目的に使用できるものは対象外としています(リース契約含む)。ただし、事業専用に使わなければならない特殊な事情がある場合は対象として認める場合があります。

対象外経費の例:パソコン、タブレット、カメラ、事務用品等

Q8:会計ソフトの購入費は対象になりますか。

A8:会計ソフトについては様々な業種で使用されているソフトであり、一般事務用としてソフトウェアに該当するため、対象外です。また、ライセンス費用も上記の理由により対象外になります。

Q9:補助対象経費をクレジットカードで支払うことは可能ですか。

A9:可能です。その場合、領収書だけでなく、クレジットの引き落とし日が分かる明細等が必要になります。

Q10:補助対象経費の詳細にないものをその他として申請はできますか。

A10:可能ですが、事前に事務局や伴走支援員に相談することを推奨します。相談をしない場合でも申請は可能ですが、対象外と判断する場合があります。

Q11:支援金確定検査までに用意しておく書類はありますか。

A11:補助対象経費に計上していた経費の支出根拠書類を整理してください。

領収書等が不足している場合は支援金の対象とすることはできません。

工事等を対象とする場合は、見積書や工事完了報告書(又は引渡書)、請求書等も必要となります。根拠書類の整備については交付決定の際に併せてご連絡します。

●サポートについて

Q1:補助金申請について初めてで、手続きが不安です。

A1:本支援金については伴走支援員を設置しております。申請前より相談が可能ですので、当機構ホームページ記載の伴走支援員にご相談ください。

Q2:伴走支援員の役割を教えてください。

A2:申請前の個別相談、事業計画書等作成のサポート、採択後の各種手続きのサポートを実施しております。相談費用は発生しませんので、是非ご活用ください。

●交付決定後の手続き

Q1:東京圏等から移住し、移住支援金を受けたいと思っております。本支援金採択者であれば支援金を受けることができますか。

A1:移住支援金については各市町村で要件が異なります。詳しくは移住先の市町村にお問い合わせください(創業の要件であれば、本支援金の採択者であることが必須要件です)。募集時期によっては申請受付を停止している場合がありますのでご注意ください。

Q2:事業者は公表とありますが、どこまで公表されますか。

A2:採択者名、事業者名、開業場所、事業テーマを長野県及び機構ホームページで公開します。

Q3:交付決定後に事業計画を変更せざるを得ない状況になりました。どのような手続きが必要になりますか。

A3:事業変更承認申請を提出し、事務局の承認を得る必要があります。ただし、社会性がない事業に変更する場合や事業テーマが異なってくる場合等は補助の対象外とみなす場合があります。

Q4:法人として採択されましたが、個人事業に変更した場合は、認められますか。

A4:申請者の状況により異なります。創業枠として申請し、既に別事業の開業を行っている場合は、実質第二創業となり、Society5.0の要件を満たさない場合は認めることはできません。

Q5:事業実施につき、相談をする場合はどこに相談したらよいですか。

A5:まずは、担当の伴走支援員にご相談ください。各種経営課題の解決を支援いたします。

Q6:事業対象期間終了時まで採択された事業を実施できない場合(事業所の場所が確保できない等)はどのようなになるのか。

A6:補助要件を満たさないため、交付決定の取り消しとなります。事前に判明した場合は廃止承認申請を提出してください。

Q7:事業実施報告についてどのような内容を報告するのか。

A7:採択者は採択翌年度以後の5年間、当該事業の報告義務があります。報告内容は当該年度の実施状況や売上利益等になります。添付書類として決算書又は確定申告の写しを提供いただきます。

Q8:本支援金の支援を受けた物品等を売却した場合はどうなりますか。

A8:本支援を受けて取得した物品(工事した物件を含む)を一定期間内に売却する場合、該当部分につき、補助金相当額の全部又は一部を納付させることがあります。本支援を受けた50万円以上の物品(工事した物件を含む)について、交付後に取得した財産を処分(譲渡等)する場合、事前の承認が必要になりますので、事務局にご相談ください。